

## <反対討論>

無所属の神原宏一郎です。ただいまより、市議案第37号から市議案第45号のうち、市議案第43号豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例の設定について及び市議案44号豊中市下水道条例の一部を改正する条例の設定についてに反対し、その他の議案には賛成することを申し上げて討論を行います。

市議案第43号豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例の設定について及び市議案44号豊中市下水道条例の一部を改正する条例の設定についてですが、今回、水道料金及び下水道使用料の改定により、上下水道料金の引き下げを行うとのことですが、現在の上下水道事業の経営状況、今後の上下水道両事業の財政計画、今後の施設の更新事業や耐震化事業などを計画的かつ継続的に実施する必要性を考えると、上下水道料金の引き下げを行うべきではない、行える状況ではないと思います。

実際に、上下水道事業の財政計画では、水道事業、下水道事業は効率的な経営に努めたとしても2013年度にはそれぞれ約1億6千万円、約1億2千万円の資金不足を起こしてしまうことが見込まれています。個人質問でも述べましたが、私は、上下水道局は、これまでも必死に経営努力をしてこられてきたと信じています。だとすると、数千万円もの減収分や1億円以上もの資金不足を今後のさらなる経営努力で対応できるとは到底思えません。一方で、上下水道局は「今後、見込まれる資金不足については、効率的な経営に努めて対応していくが、それでもなお資金不足が見込まれる場合は、一定の料金負担をお願いせざるを得ないと考えている。」と答弁されました。つまりは、2013年度以降はあらためて上下水道料金の値上げがあり得るということです。

さらに、今回の値下げは、大阪府営水道が受水料金を引き下げた分を市民に還元するだけとの見解が示されていますが、一方で、上下水道局は「大阪府営水道が今年4月に受水料金を10円10銭引き下げたことで、この受水料金引き下げ分を今後不足する資金の財源に充てることができれば、現行の料金水準をしばらくの間は維持することが可能となる」と認識されており、持続可能な事業経営、安全で安定した給水及び汚水の適正処理の確保を重要視するなら、大阪府営水道の受水料金引き下げ分を今後不足する資金の財源に充て

ることが妥当かつ合理的な判断ではないかと思えます。

また、上下水道局は大阪府営水道の値下げ分を今後不足する資金の財源に充当しない理由について「厳しい経済環境の中、今ここで少しでも市民の負担の軽減を図ることが市の最重要施策であると考え、大阪府営水道の値下げ分を全て還元することとした。」と答弁されました。しかし、建設水道常任委員会である委員の「値下げ分を全て還元すると言っているが、今年の4月に府営水道値下げは開始されており、豊中市の上下水道料金の値下げは、今年の11月からと言うことで実施時期が7か月遅れることにより、その間の分については還元されておらず、全て還元すると言う表現は違うのではないか」との質問に対し、上下水道局は、「7か月分の差額については、2013年度に見込まれている資金不足に充てることで、次の料金改定の時期を遅らせることが出来るため、結果的に全て還元しているものと考えている」と答弁されました。と言うことは、大阪府営水道の受水料金引き下げ分を全て今後の資金不足に充てたとしても、全て市民へ還元したと言えるはずで

最後に、これも個人質問で述べましたが、上下水道は今の世代だけでなく、これからの世代も利用するものです。一時の余剰金を今の世代だけで使い切り、将来の資金不足は発生した時に料金値上げなどで対応すると言うのは、負担の公平性が担保されていないと思えます。上下水道事業は企業会計です。企業なら、将来に資金不足が見込まれる状況で、消費者や顧客に利益還元を行いません。一時的に喜ばれても、利益還元し経営が悪化、結果的に事業に影響や、料金の値上げを行う必要が生じれば顧客(市民)にとっては不安や不満が生まれることになるからです。私たちの家計を考えても同じです。将来の家計が非常に苦しくなることが想定されている中で、臨時ボーナスが出たからと言って、一円も貯金せずに全て使いきってしまい、万一、家計が赤字になれば、その時考えればよいなどという発想になるでしょうか。こういったことをしているから、いつまで経っても財政の健全化が図れないのではないかと私は思いますので、私は、大阪府営水道の値下げ分を全て今後の資金不足に充当すると言う形で、市民への還元を実現すべきと考えます。

以上の理由により、市議案第37号から市議案第45号のうち、市議案第43号及び市議案44号に反対し、その他の議案には賛成することを申し上げて、討論を終わります。